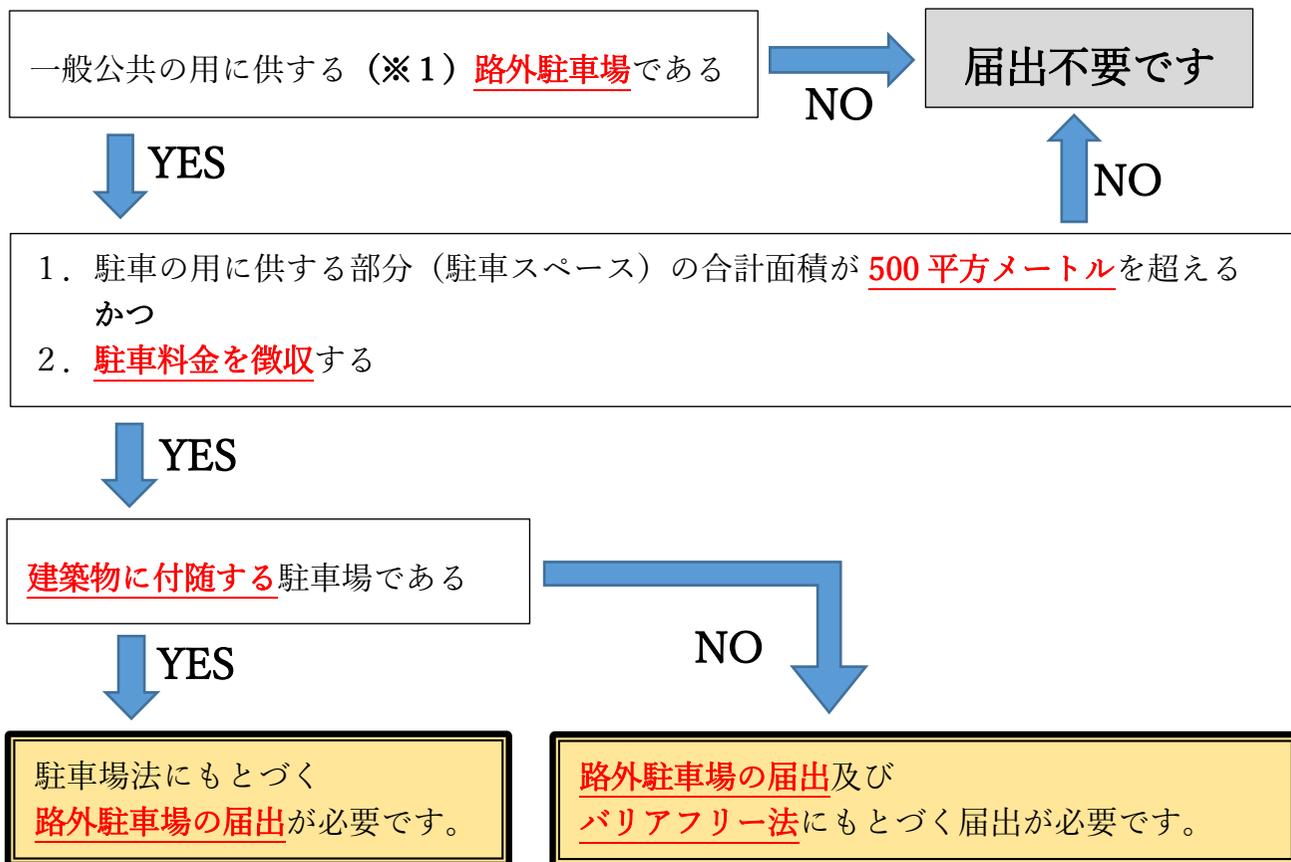


駐車場に関する届出書 お手続きの流れ



(※1) 一般公共の用に供するとは・・・
不特定多数の人が自由に利用できる状態を指します。
例えば、特定の人しか利用できない月極駐車場や
従業員専用駐車場は該当しませんが、時間貸駐車場や、
スーパー・ホテルなどの施設に付属する駐車場は、基本的
に一般公共の用に供する駐車場として扱います。
仮に「お客様専用駐車場」としている場合でも、施設の
利用者以外の駐車を排除しているという事実がない限り、
路外駐車場として扱います。

新規での届出や、
変更内容に応じ、
【供用開始前】の立入検査
を行います。

<提出方法>

①窓口での提出
浦安市役所 6階都市計画課窓口に
【正副2部】を直接ご提出ください。

②郵送での提出
副本を返却するための「返信用封筒」を同封の上、
以下の宛先に【正副2部】を郵送してください。
〒279-8501
千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
都市政策部 都市計画課 都市計画・交通係

③メールでの提出
添付資料を含めた届出資料一式を
以下のメールアドレスにお送りください。
【toshikei@city.urayasu.lg.jp】
(※) 件名に必ず【路外駐車場】と記載してください。
(※) データ容量が5000KBを超える場合は、
事前にお電話にてご相談ください。
(※) メールに添付した書類を副本として必ず保管し
てください。

(※) 届出及び提出資料の詳細は【別紙1】参照